平成２５年（フ）第３４０号
さいたま市見沼区東大宮７丁目55番地７　ヒルクレスト東大宮102、旧住所東京都大田区新蒲田３丁目26番１号
債務者　上野奈津希（旧姓長沼）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
埼玉県和光市南１丁目３番８―504号　クリソベール本丸
債務者　新宮　勝己
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
埼玉県川口市大字安行原685番地の２　クレストール201
債務者　堀川三樹男
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３８１号
埼玉県和光市下新倉４丁目26番３号　ＷＪ・Ｗ―11ビル203
債務者　久保田康男
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
松江市八束町入江174番地２
債務者　吉岡　　聡
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２号
島根県安来市汐手が丘７番４号　汐彩ハイツ221号室
債務者　野津　壽子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５号
松江市矢田町472番地　救護施設泉の園
債務者　門脇　　巧
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７号
松江市大庭町231番地４、前住所松江市袖師町２番50―501号　サンシティ嫁ヶ島
債務者　坪井　郁子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５１号
松江市玉湯町玉造1075番地４
債務者　勝部　順子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５５号
松江市西津田７丁目16番40号
債務者　山口　智美
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１５号
大分市大字畑中918番地の１　コーポ矢野第２―302
債務者　鮫島　裕志
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１６号
大分市大字畑中918番地の１　コーポ矢野第２―302
債務者　鮫島真里子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５３号
埼玉県幸手市西１丁目５番13号　スターダスト210
債務者　加藤　　一
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２５４号
埼玉県幸手市西１丁目５番13号　スターダスト210
債務者　加藤優香子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
さいたま市浦和区東高砂町15番５号
債務者　宮島　光子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３０２号
埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮１丁目13番25―５号
債務者　松崎　桂子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３０５号
さいたま市大宮区北袋町２丁目35番地２　北袋南マンション101
債務者　市野　惠子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係